

平成20年6月24日
日本銀行金融市場局

国債売買オペの平成20年度対象先公募について

1. はじめに

○ 日本銀行では、次のスケジュールで、国債売買オペの対象先を公募し、現在の対象先を見直すこととしました。

— 国債売買オペの取引方法等については、日本銀行ホームページ (<http://www.boj.or.jp/>) に掲載している平成15年11月11日付の「国債買入オペの取引概要」および平成17年5月20日付の「国債系オペにおける国債決済未了時の措置について」をご覧ください。

▼公募スケジュール

公募開始日	平成20年6月24日
公募締切日	平成20年7月10日午後3時
選定結果の公表	平成20年7月下旬以降の予定
選定先との取引	選定結果の公表後所要の準備が整い次第開始

2. 対象先の選定

○ 対象先は、「国債売買オペの対象先選定基準・手続」（別紙）に基づき選定します。ただし、現段階では予見できない事情のために、別紙記載の基準等を適用することが不相当と判断される場合には、当該予見できない事情をも勘案して選定を行うこと、または選定された対象先の見直し等を行うことが極く例外的にあります。

以 上

<照会先>

日本銀行金融市場局金融市場企画担当

松田 (03-3277-1256)

徳高 (03-3277-1277)

国債売買オペの対象先選定基準・手続

1. 公募先数

- 対象先となることを希望する先の中から、40先を選定します。

2. 対象先としての役割

- 金融調節を機動的・効率的に遂行する観点から、対象先には以下の役割を遵守することを求めます。
 - (1) 国債売買オペに積極的に応札すること
 - (2) 正確かつ迅速に事務を処理すること
 - (3) 金融政策遂行に有益な市場情報または分析を提供すること
- 対象先が上記の役割に著しく背馳すると認められる場合には、当該先に対して理由を示したうえで、オファーの見送り、あるいは対象先からの除外といった措置を採ることがあります。

3. 対象先としての必須基準

- 対象先は、次の要件を満たしている必要があります。
 - (1) 日本銀行本店の当座預金取引先である**金融機関、金融商品取引業者、証券金融会社または短資業者**であること^(注1)。

(注1) ・金融機関とは、日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいいます。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行を除きます（以下同じです）。

・金融商品取引業者とは、日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます（以下同じです）。

・証券金融会社とは、日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいいます（以下同じです）。

・短資業者とは、日本銀行法施行令第10条第1項第4号に規定する者をいいます（以下同じです）。

(2) 当座勘定取引および国債関係事務について日本銀行金融ネットワークシステムを利用していること（ただし、(4)の場合には、国債関係事務について日本銀行金融ネットワークシステムを利用している必要はありません）。

(3) 国債振替決済制度の参加者（間接参加者を除きます）であること（ただし、(4)の場合を除きます）。

(4) 売買に係る決済を委託する場合には、日本銀行が承認する金融機関に委託すること。

—— 国債売買オペに関する決済を他の金融機関に委託することを希望する場合には、本日付の「国債系オペにおける決済代行者および臨時決済代行者の平成20年度定例承認について」をご参照のうえ、決済代行者の承認のための申出等を別途行って下さい。

(5) 公募開始日直前の決算期末（中間決算期末を含みます。以下同じです）において、自己資本比率が以下の要件を満たすこと、または、公募開始日直前の決算期末以降の増資等の事情により、自己資本比率が以下の要件を満たすようになったと確認できること。

—— 公募開始日直前の決算期末の自己資本比率が、公募締切日までに判明していない場合には、判明している直近の決算期末とします。

—— 公募締切日において初回の決算期末が到来していない先であっても、次の先は応募が可能です。

イ. 何れかのオペの対象先としての資格の移管が認められた先

ロ. 日本銀行に決算期末の自己資本比率を報告していた他の金融機関等との合併、当該他の金融機関等からの事業の全部譲受けまたは当該他の金融機関等からの会社分割による事業の全部承継を受けた先

<自己資本比率の要件>

金融機関：国際統一基準適用先（外国銀行を含みます）については、自己資本比率8%以上（単体自己資本比率および連結自己資本比率のうち監督官庁に提出しているすべての値について満たす必要があります）、国内基準適用先については同4%以上（同）、国際統一基準適用先または国内基準適用先の何れにも該当しない先については、設立根拠法、業務内容等に照らし、自己資本の充実の状況が適当であると認められること。

金融商品取引業者：自己資本規制比率が200%以上（ただし、外国法人である金融商品取引業者（以下「外国金融商品取引業者」といいます）で、当該外国金融商品取引業者を実質的に支配している会社の保証がある場合には、150%以上）であること。

証券金融会社および短資業者：自己資本比率（金融商品取引業者の自己資本規制比率に準じて算出します）が200%以上であること。

(6) 公募開始日直前の決算期末以降の経営の状況その他考査等から得られた情報に照らし、自己資本比率が実質的に(5)に定める自己資本比率を下回るとみられる等特段の事情がないこと。

○ 対象先の選定後、対象先等(対象先および対象先として選定された先であって所要の約定を未締結の先をいいます。以下同じです)に合併その他の事由が生じた場合において、以上の基準に鑑み日本銀行が必要と認めるときは、当該対象先等から自己資本比率、その算出根拠資料その他の資料の提出を求めることがあります。

また、上記の基準に鑑み必要と認められる場合には、対象先等から除外すること等があります。

4. 応募

(1) 応募の方法

○ 対象先となることを希望する先は、自らが次の応募区分の何れに該当するかに応じて、別添1から別添3の申請書等を提出して下さい(以下、申請書等を提出した先を「応募先」といいます)。

—— 公募開始日現在の対象先(以下「既存先」といいます)の応募区分は、本日中に、既存先の入札事務担当部署に個別にご連絡します。

—— 申請書の受付時には、日本銀行金融市場局の受付印を押した申請書のコピーをお渡しします。

—— なお、申請書(別添1または別添2)は、国債売現先(国債補完供給)の申請書を兼ねております。つきましては、本日付の「国債売現先(国債補完供給)の平成20年度対象先公募について」をご参照のうえ、国債売現先(国債補完供給)の対象先となることを希望するか否かをあわせて申請して下さい。

区 分	該当する先	申請書等	提出先・ 提出締切日時
既存先 (<u>シード先</u>)	公募開始日現在で国債売買オペの対象先である先のうち、落札シェア ^(注2) が上位の先から順に、当該シェアの合計値が90%に達するまでの範囲に属する先	別添1	金融市場局 金融市場企画担当 (新館4F) 平成20年7月10日 午後3時
既存先 (<u>非シード先</u>)	公募開始日現在で国債売買オペの対象先である先のうち、既存先(シード先)以外の先	別添2 および 別添3	
新規先	公募開始日現在で国債売買オペの対象先でない先		

(注2) 公募開始日現在の対象先毎に、次の算式で算出します。

$$\text{ある対象先の落札シェア} = \frac{\text{ある対象先の落札総額}^{(注3)}}{\text{全対象先の落札総額}^{(注4)}} \times 100$$

(注3) 平成19年5月24日から平成20年6月17日(オファー・ベース)までの間にある対象先にオファーを行った国債売買オペにおける当該先の落札総額

(注4) 平成19年5月24日から平成20年6月17日(オファー・ベース)までの間にある対象先にオファーを行った国債売買オペにおける全対象先の落札総額

(2) 応募に関する留意事項

- 新規先が、公募締切日において、何れかのオペの対象先等、または国債系オペにおける決済代行者等(決済代行者および決済代行者として承認された先であって所要の約定を未締結である先をいいます)もしくは臨時決済代行者の何れにも該当しない場合において、次の①から④までの何れかに該当するときは、自己資本比率、その算出根拠資料その他の日本銀行が必要とする資料を提出して下さい。

—— 提出資料については、別添4の2.を参照して下さい。

- ① 公募締切日において初回の決算期末が到来していない先
- ② 公募開始日直前の決算期末以降、他の法人との合併、他の法人からの事業の全部もしくは一部譲受け、他の法人への事業の一部譲渡、他の法人からの会社分割による事業の全部もしくは一部承継または他の法人への会社分割による事業の一部承継があった先
- ③ 公募開始日直前の決算期末の自己資本比率を、日本銀行に提出後、変更した先(変更後の自己資本比率を日本銀行に提出済の先を除きます)

- ④ ①から③までの先のほか、日本銀行が自己資本比率、その算出根拠資料その他の資料の提出を求めた先（資料の提出を求める場合には、日本銀行から個別に取扱いをご連絡します）

5. 選定方法

(1) 応募先数が40先以内の場合

- 3. の必須基準を満たし、かつ2. の役割の遵守を確約している応募先数が40先以内の場合には、すべての応募先を対象先として選定します。

—— 国債売買オペに係る決済を決済代行者に委託することを希望する応募先が決済代行者の承認を得られない場合には、当該応募先の希望により、国債売買オペに係る決済を自ら行う応募先として応募があったものとして取扱います（(2)においても同じです）。

(2) 応募先数が40先を超える場合

- 3. の必須基準を満たし、かつ2. の役割の遵守を確約している応募先数が40先を超える場合には、応募区分の別に応じ、次の①および②により対象先を選定します。

① 応募区分が既存先（シード先）である応募先

- すべての応募先を対象先として選定します。

② 応募区分が既存先（非シード先）または新規先である応募先

イ. 次の（イ）から（ハ）までの計数等を点数化します（計数等の定義等は、別添4の1. を参照して下さい）。

（イ）利付国債の流通市場におけるアウトライト取引（売戻条件を付さない買入および買戻条件を付さない売却をいいます。以下同じです）の取引高

（ロ）利付国債の流通市場におけるアウトライト取引の取引先数

（ハ）利付国債の流通市場におけるレート情報の市場参加者への提供状況

ロ. イ. （イ）および（ロ）の計数の点数化方法

- 計数毎に次の算式で点数化します（満点は、（イ）：60点、（ロ）：20点とします）。計数がゼロである先の点数はゼロ点とします。

(満点)	×	$\frac{\text{応募先の順位}}{\text{計数がゼロでない先の数}}$
------	---	--

—— 上記の算式中の「応募先の順位」とは、イ. （イ）および（ロ）の計数

毎に、計数の小さい先（ただし、計数がゼロである先を除きます）から順に順位を付したものをいいます。

ハ. イ. (ハ) のレート情報の提供状況の点数化方法

- 次の項目に該当する数に応じ、次の算式で点数化します。該当する項目がない先の点数はゼロ点とします。

(項目)	
a.	すべての利付国債のアウトライトレートを毎営業日提供していること
b.	複数のタームにつき、10年、5年新発債および先物CTD（長国先物、中国先物）のSCレポレートを毎営業日提供していること
(算式)	
30点	× $\frac{\text{該当項目数}}{\text{新規先数+既存先（非シード先）数}}$

—— レート情報は、情報ベンダー（国内の市場参加者から提供を受けたわが国の金融市場に関する情報を、電子情報として利用者に対して提供することを業務とする者をいいます）を通じて、または自社のウェブサイト提供されているものを対象とします（電子メール送付により提供されているレート情報は含めません）。

—— レート情報を提供している場合には、提供内容を確認できる資料（日付が明示された営業日毎の提供画面のプリントアウト）を平成20年6月1日以降公募締切日までの間における連続した5営業日分添付して下さい。

また、提供しているレート情報を閲覧するために専用のID等が必要となる場合には、日本銀行金融市場局に当該ID等を貸与して下さい。

資料の添付がない場合もしくは添付の資料からは提供内容が確認できない場合または閲覧用のID等の貸与が行われない場合には、レート情報は提供されていないものとして取扱います。

ニ. 応募区分が新規先である応募先のうち対象先とする先

- 応募区分が既存先（非シード先）または新規先である応募先を、ロ. およびハ. による点数の合計値（以下「市場プレゼンス評価点」といいます）の高い先から順に順位を付し、その順位が、公募先数（40先）から①により対象先として選定した先の数を引いて得られる数以内の新規先である応募先を対象先として選定します。

—— 市場プレゼンス評価点と同じ先については、イ. (イ) の点数の高い先か

ら順に順位を付します。

ホ. 応募区分が既存先（非シード先）である応募先のうち対象先から外す先

- 応募区分が既存先（非シード先）である応募先のうち、ニ. により対象先として選定した新規先との入替えにより対象先から外す先は、市場プレゼンス評価点と落札実績評価点（80点満点）の合計値が低い先から順に選びます。

落札実績評価点は、次の算式で点数化します。落札実績がゼロである先の落札実績評価点はゼロ点とします。

$$80 \text{ 点 (満点)} \times \frac{\text{応募先の順位}}{\text{落札実績がゼロでない既存先 (非シード先) 数}}$$

—— 上記の算式中の「応募先の順位」とは、落札実績^(注5)の小さい先（ただし、落札実績がゼロである先を除きます）から順に順位を付したものをいいます。

(注5) 平成19年5月24日から平成20年6月17日（オファー・ベース）までの間のある既存先（非シード先）の国債売買オペの落札総額を、同期間の当該先に対する同オペの総オファー回数で除して算出。

—— 市場プレゼンス評価点と落札実績評価点の合計値が同じ先については、落札実績評価点の低い先から順に選びます。

6. その他

(1) 約定書等の貸与

- 国債売買オペに関する約定書等の借覧を希望される場合には、平成20年6月25日から7月9日午後3時までの間、貸与します。貸与の手続等は、日本銀行金融市場局金融市場企画担当にご照会下さい。

(2) 対象先の選定結果の通知および公表

- 対象先の選定結果は応募先に個別に通知します。また、対象先として選定した先は公表します。

以 上

国債売買オペおよび国債売現先（国債補完供給）の対象先選定に係る申請書

（国債売買オペの既存先<シード先>用）

1. 国債売買オペ

当方は、以下の諸点を確約のうえ、日本銀行が行う国債売買（以下「国債売買オペ」といいます。）の対象先となることを希望します。

1. 当方は、国債売買オペの対象先に選定された場合には、「国債売買オペの対象先選定基準・手続」の2. に掲げる役割を遵守します。
2. 当方は、「国債売買オペの対象先選定基準・手続」の3. に掲げる必須基準を満たしています。
3. 当方は、日本銀行が必要と認める場合には、自己資本比率、その算出根拠資料その他の日本銀行が必要とする資料を速やかに提出します。

国債売買オペの対象先選定に係る連絡先（優先順位を付け2名まで記入して下さい）				
部署・役職	氏名	電話番号	ファクシ番号	E-mailアドレス
1.				
2.				

2. 国債売現先（国債補完供給）

下記①または②の何れか該当する番号を右の記入欄にご記入ください。
ただし、別途短期国債売買オペ・国債現先オペの対象先選定にも応募する場合には、当該オペの申請書において、国債売現先（国債補完供給）の対象先となることを希望するか否かをあわせて申請して頂き、右の記入欄には「—」をご記入ください（連絡先の記入も不要です。）。

記入欄

- ① 当方は、国債売買オペの対象先として選定された場合には、以下の点を確約のうえ、日本銀行が補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却（以下「国債売現先（国債補完供給）」といいます。）の対象先となることを希望します。

（確約事項）

当方は、国債売現先（国債補完供給）の対象先に選定された場合には、「国債売現先（国債補完供給）の対象先選定基準・手続」（「国債売現先（国債補完供給）の平成20年度対象先公募について」別紙）の1. に掲げる役割を遵守します。

国債売買オペおよび国債売現先（国債補完供給）の対象先選定に係る申請書

（国債売買オペの既存先<非シード先>および新規先用）

応募区分（既存先<非シード先>・新規先）

※該当する区分に○をつけて下さい。

1. 国債売買オペ

当方は、以下の諸点を確約のうえ、日本銀行が行う国債売買（以下「国債売買オペ」といいます。）の対象先となることを希望します。

1. 当方は、国債売買オペの対象先に選定された場合には、「国債売買オペの対象先選定基準・手続」の2. に掲げる役割を遵守します。
2. 当方は、「国債売買オペの対象先選定基準・手続」の3. に掲げる必須基準を満たしています。
3. 当方が行った利付国債の流通市場における取引高および取引先数ならびに利付国債の流通市場におけるレート情報の提供内容等は、「国債売買オペの対象先選定に係る計数等」のとおりで相違ありません。

なお、日本銀行が必要と認める場合には、「国債売買オペの対象先選定に係る計数等」の各計数等を確認できる資料を速やかに提出します。

4. 当方は、日本銀行が必要と認める場合には、自己資本比率、その算出根拠資料その他の日本銀行が必要とする資料を速やかに提出します。

2. 国債売現先（国債補完供給）

記入欄

下記①または②の何れか該当する番号を右の記入欄にご記入ください。
ただし、別途短期国債売買オペ・国債現先オペの対象先選定にも応募する場合には、当該オペの申請書において、国債売現先（国債補完供給）の対象先となることを希望するか否かをあわせて申請して頂き、右の記入欄には「一」をご記入ください（連絡先の記入も不要です。）。

- ① 当方は、国債売買オペの対象先として選定された場合には、以下の点を確約のうえ、日本銀行が補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却（以下「国債売現先（国債補完供給）」といいます。）の対象先となることを希望します。

（確約事項）

当方は、国債売現先（国債補完供給）の対象先に選定された場合には、「国債売現先（国債補完供給）の対象先選定基準・手続」（「国債売現先（国債補完供給）の平成 20 年度対象先公募について」別紙）の1. に掲げる役割を遵守します。

国債売買オペの対象先選定に係る計数等

金融機関等名（金融機関等コード・4桁）： _____（ _____ ）

1. 市場プレゼンス計数等

(1) 取引高、取引先数

単位：億円^(注)

	19年								20年				
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
取引高													

(注) 億円未満も含めて合算し、合計値の億円未満を切捨て

	19年5月～20年5月
取引先数	

(2) レート情報の市場参加者への提供状況

① 提供状況（該当区分に「○」）

イ. すべての利付国債のアウトライトレートを毎営業日提供している

ロ. 複数のタームにつき、10年、5年新発債および先物CTD（長国先物、中国先物）のSCレポートを毎営業日提供している

② ①のイ. またはロ. に該当する場合には、その具体的な内容を以下に記入して下さい。

提供媒体	パスワード・IDの要否、 情報ベンダーの画面コード等	提供内容の概要

2. 連絡先（優先順位を付け2名まで記入して下さい）

	第1順位	第2順位
部署・役職		
氏名		
電話番号		
ファクシ番号		
E-mailアドレス		
郵便番号・住所	〒 ー 住所：	

以上

金融機関等名

国債売買オペの対象先選定への応募にあたっての留意事項
(平成 20 年度選定)

1. 「国債売買オペの対象先選定に係る計数等」の記入方法等

(1) 取引高 (平成 19 年 5 月～平成 20 年 5 月)

- ① 利付国債の流通市場におけるアウトライト取引 (売戻条件を付さない買入および買戻条件を付さない売却をいいます。以下同じです) の新規成約高 (額面・約定ベース) の月中合計として下さい。
- ② 取引高の算出に当っては、次の点にご注意下さい。
- イ. 利付国債の発行時の落札額を除くこと。
- ロ. 金融商品取引業者のうち所謂 B B におけるブローカー型の仲介取引は、片道ベースでの計数とすること。
- ハ. 投資勘定および商品勘定で行った取引とすること (以下 (2) においても同じです)。
- ニ. 選択権付債券売買 (債券店頭オプション) 取引は、権利行使を行い (被権利行使が行われる場合も含みます)、現物の受渡しが行われた場合にのみ、計数に含めること (以下 (2) においても同じです)。また、債券先物取引は、現引き・現渡しを行った場合にも、計数に含めないこと (以下 (2) においても同じです)。
- ホ. 所謂「窓販」のうち、募集の取扱いに係る取引は、計数に含めないこと (以下 (2) においても同じです)。
- ヘ. 利付国債は、2・5・10・20・30 年利付国債、日本国有鉄道清算事業団債券承継国庫債券および石油債券承継国庫債券とし、40 年利付国債、15 年変動利付国債、物価連動国債、個人向け国債、分離国債、割引国債、割引短期国債および政府短期証券を含めないこと (以下 (2)、(3) においても同じです)。
- ト. 媒介業務による取引を除くこと (以下 (2) においても同じです)。
- チ. 信託勘定で行った取引を除くこと (以下 (2) においても同じです)。
- リ. 日本銀行、財政融資資金および国債整理基金との取引を含めること (以下 (2) においても同じです)。
- ③ 平成 19 年 5 月 1 日から公募締切日までの間において、応募先が次に該当する場合の取扱い (該当する場合には、その旨を明記して下さい)
- イ. (イ) 他の法人との合併、(ロ) 他の法人からの事業の全部譲受けまたは (ハ) 他の法人からの会社分割による事業の全部承継があった場合
- (イ) から (ハ) までに関係する各法人が、平成 19 年 5 月 1 日から平成 20 年 5

月 31 日までの間に利付国債のアウトライト取引を行ったときは、当該各法人の取引高の合計として下さい（ただし、当該各法人間の取引は除いて下さい）。

ロ．（イ）他の法人からの事業の一部譲受けまたは（ロ）他の法人からの会社分割による事業の一部承継があった場合（一部譲受けまたは一部承継が行われた時点を「移管時点」といいます。以下同じです）

→ 譲渡会社または分割会社が、一部譲渡または一部承継に伴い応募先が移管を受けた利付国債のアウトライト取引に関する取引先と、平成 19 年 5 月 1 日から移管時点まで（移管時点が平成 20 年 5 月 31 日より前のとき）または平成 19 年 5 月 1 日から平成 20 年 5 月 31 日まで（移管時点が平成 20 年 5 月 31 日以後のとき）の間に行った取引高を加算して下さい。

ハ．（イ）他の法人への事業の一部譲渡または（ロ）他の法人への会社分割による事業の一部承継を行った場合

→ 一部譲渡または一部承継後に利付国債のアウトライト取引を行った先と、平成 19 年 5 月 1 日から平成 20 年 5 月 31 日までの間に行った取引高のみとして下さい。

ただし、当該先との取引を一部譲渡または一部承継を行った相手に引継ぐことが一部譲渡または一部承継の契約上定められているときは、当該取引は算入しないで下さい。

(2) 取引先数（平成 19 年 5 月～平成 20 年 5 月）

① 利付国債（(1) ②へ．参照）の流通市場におけるアウトライト取引の取引先の数として下さい。

② 取引先数の算出に当っては、次の点にご注意下さい。

イ．利付国債のアウトライト取引を行わず、売戻条件付買入、買戻条件付売却または金銭担保付国債貸借取引のみを行った取引先を含めないこと。

ロ．買入、売却の別にかかわらず、同一先との複数回の取引は 1 つとして数えること（名寄せベース）。

ハ．法人単位・約定ベースとし、個人との取引は除くこと。

ニ．信託勘定を有する金融機関の信託勘定および銀行勘定の双方との取引がある場合には、取引先数は 1 先として数えること。

なお、信託勘定を通じた投信等との取引も、当該信託勘定を有する金融機関との取引として数えます。

ホ．業務を停止した取引先についても、平成 19 年 5 月 1 日から平成 20 年 5 月 31 日までの間に利付国債のアウトライト取引があれば取引先として数えること。

③ 平成 19 年 5 月 1 日から平成 20 年 5 月 31 日までに、応募先の取引先が次に該当する
る場合の取扱い

イ. 応募先の取引先が、上記期間中に新設合併または新設分割により事業の全部を承継
した場合において、応募先が、合併・分割元の法人および合併・分割後の法人と上
記期間中に利付国債のアウトライト取引を行ったとき

→ 合併・分割元の法人数と合併・分割後の法人数を取引先数として下さい（例え
ば、2 社が新設合併して 1 社が設立される場合において、そのすべてと利付国債
のアウトライト取引があるときは、取引先数は 3 先となります）。

ロ. 応募先の取引先が、上記期間中に（イ）他の法人に吸収合併された場合、（ロ）
他の法人を吸収合併した場合、（ハ）他の法人に事業の全部を譲渡した場合、（ニ）
他の法人の事業の全部を譲受けた場合、（ホ）他の法人に会社分割により事業の
全部を承継させた場合または（ヘ）他の法人から会社分割により事業の全部を承
継した場合において、応募先が、（イ）から（ヘ）までに関係する各法人の何れ
とも同期間中に利付国債のアウトライト取引を行ったとき

→ （イ）から（ヘ）までが行われる前の取引先の数を取引先数として下さい（例
えば、合併元 2 社のうち 1 社を存続会社とする吸収合併の場合において、当該合
併元 2 社何れとも利付国債のアウトライト取引を行ったときは、取引先数は 2
先となります）。

④ 平成 19 年 5 月 1 日から公募締切日までの間において、応募先が次に該当する場合
の取扱い（該当する場合には、その旨を明記して下さい。関係する各法人の同一の取
引先は名寄せして下さい）

イ. （イ）他の法人との合併、（ロ）他の法人からの事業の全部譲受けまたは（ハ）
他の法人からの会社分割による事業の全部承継があった場合

→ （イ）から（ハ）までに関係する各法人が、平成 19 年 5 月 1 日から平成 20 年 5
月 31 日までの間に利付国債のアウトライト取引を行ったときは、当該各法人の取
引先数の合計として下さい（ただし、当該各法人間で取引を行ったときは、当該
各法人は除いて下さい）。

ロ. （イ）他の法人からの事業の一部譲受けまたは（ロ）他の法人からの会社分割に
よる事業の一部承継があった場合

→ 一部譲渡または一部承継に伴い応募先が移管を受けた利付国債のアウトライト
取引に関する取引先のうち、譲渡会社または分割会社が平成 19 年 5 月 1 日から移
管時点まで（移管時点が平成 20 年 5 月 31 日より前のとき）または平成 19 年 5 月
1 日から平成 20 年 5 月 31 日まで（移管時点が平成 20 年 5 月 31 日以後のとき）
の間に取引を行った取引先数を加算して下さい。

ハ、(イ)他の法人への事業の一部譲渡または(ロ)他の法人への会社分割による事業の一部承継を行った場合

→ 一部譲渡または一部承継後に利付国債のアウトライト取引を行った取引先数として下さい。

ただし、一部譲渡または一部承継後に利付国債のアウトライト取引を行った先であっても、当該取引先を一部譲渡または一部承継を行った相手に引継ぐことが一部譲渡または一部承継の契約上定められているときは、当該先は含めないで下さい。

(3) レート情報の市場参加者への提供状況

① レート情報は、情報ベンダー（国内の市場参加者から提供を受けたわが国の金融市場に関する情報を、電子情報として利用者に対して提供することを業務とする者をいいます）を通じて、または自社のウェブサイト提供されているものを対象とします（電子メール送付により提供されているレート情報は含めません）。

② 「すべての利付国債のアウトライトレートを毎営業日提供していること」について

→ 「利付国債」とは、発行済の利付国債（(1) ②へ、参照）のうち、日本証券業協会が公社債店頭売買参考統計値表において売買参考統計値を公表しているすべての銘柄をいいます。

③ 「複数のタームにつき、10年、5年新発債および先物CTD（長国先物、中国先物）のSCレポレートを毎営業日提供していること」について

→ 「10年、5年新発債」とは、10年利付国債および5年利付国債の直近発行銘柄をいいます。

2. 自己資本比率等

○ 新規先が、「国債売買オペの対象先選定基準・手続」4.(2)により、自己資本比率、その算出根拠資料その他の日本銀行が必要とする資料を提出する場合には、同4.(2)の①から④までの何れに該当するかを記した適宜の書面とともに、次の資料を提出して下さい。

(1) 日本銀行が指定する時点の自己資本比率（実績値がない場合には、見込み値または監督官庁に見込み値を提出済であるときはその数値）、その算出根拠資料その他の日本銀行が必要とする資料

(2) 監督官庁に提出済の見込み値を提出する場合には、監督官庁への提出を証する書面

3. 対象先が合併、事業譲渡または会社分割を行う場合の取扱い

○ 今回選定した対象先が、合併、事業譲渡または会社分割による事業の承継を行う場合に

において、合併後の存続会社、譲受会社または承継先（以下「新会社」といいます）に対象先としての資格を移管することを希望するときは、新会社が対象先の必須基準（「国債売買オペの対象先選定基準・手続」の 3.（1）から（6）まで）を満たしていること等を確認のうえ、次のとおり取扱います。

- (1) 対象先が、合併、事業（対象先が外国銀行または外国法人である金融商品取引業者である場合には、日本における事業をいいます。以下同じです）の全部譲渡または会社分割による事業の全部承継を行う場合には、特段の問題がない限り、新会社に対象先としての資格を移管することを承認します。
 - (2) 対象先が、事業の一部譲渡または会社分割による事業の一部承継を行う場合において、国債売買オペに関する事業がその対象となるときは、その内容に様々な態様が考えられるため、一部譲渡または一部承継の内容を確認したうえで、新会社に対象先としての資格を移管することを承認するか否かを判断します。
- また、対象先が合併により非存続会社となる場合、事業譲渡において譲渡会社となる場合または会社分割において分割会社となる場合には、当該対象先との国債売買オペについて、日本銀行および当該対象先における実務上のフィージビリティを確認する必要があります。また、確認の結果、オファーを見送ることがありますので、予めご承知おき下さい。
 - 上記の場合を含め、対象先として選定した先が合併、事業譲渡または会社分割による事業の承継を行う場合には、日本銀行金融市場局金融市場企画担当に前広にご連絡下さい。

以 上